

各国公立大学法人・学校法人事務局
大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体担当課
独立行政法人国立高等専門学校機構事務局
各都道府県・指定都市教育委員会健康教育主管課
各都道府県私立学校主管課
御中
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を
受けた地方公共団体の学校設置会社担当課
大学を設置する各学校設置会社の学校担当事務局

文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課
文部科学省初等中等教育局教育課程課
文部科学省高等教育局高等教育企画課
文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課

高病原性鳥インフルエンザに関する対策等について

22 日に農林水産省から、宮崎県で高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜を確認し、24 日に高病原性鳥インフルエンザウイルス (H5 亜型) の強毒タイプとの発表がありました (別紙 1,2)。23 日には宮崎県内の第 1 例目から約 8.5 km 離れた採卵鶏農場において、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜を確認し、発表がありました (別紙 3)。

また、19 日に環境省から、福島県で死亡した鳥から高病原性鳥インフルエンザウイルス (H5N1 亜型、強毒タイプ) を確認し、22 日には北海道で回収された鳥から高病原性鳥インフルエンザ (H5N1 亜型、強毒タイプ) を確認し、発表がありました (別紙 4,5)。

本年度は、高病原性鳥インフルエンザウイルスが全国各地で検出されています。鳥インフルエンザへの対策という観点から、既に平成 18 年 1 月 16 日付け 17 学健第 18 号や平成 18 年から 22 年の数次の事務連絡 (最近では平成 22 年 12 月 22 日付け) において対応をお願いしていますが、各学校の設置者におかれては、休日等の児童生徒等の野鳥観察など野外における諸活動を含め、下記の点について、設置する当該学校に対して周知し、適切に対応するようお願いいたします。

また、これらのことについて、都道府県教育委員会及び都道府県私立学校主管課におかれては、域内の市区町村教育委員会、所管の学校 (専修学校・各種学校を含む) に対しても、それぞれ周知されるようお願いいたします。

記

1. 手洗い、うがいの励行

児童生徒に対し、日頃から、手洗い、うがいなど一般的な感染予防対策を徹底させること。

2. 児童生徒や教職員等に対する野鳥への対応等の周知徹底等

環境省作成の「野鳥との接し方」を参考にし、

- (1) 死んだ野鳥などを発見した場合には、手で触らないこと。同じ場所でたくさんの野鳥などが死亡していたら、近くの都道府県又は市町村役場に連絡すること。
- (2) 野鳥にはなるべく近づかないこと。近づいた場合や野鳥などの排泄物等に触れた場合に

は、手をきちんと洗い、うがいをする事。

(3) 不必要に野鳥を追い立てたり、つかまえようとしないこと。
鳥や動物を飼育している場合については、

(4) それらが野鳥と接触しないようにすること。

このため、放し飼いは行わないようにするとともに、野鳥の侵入や糞尿の落下などを防止するために、飼育施設にトタン板等の屋根を設けたり、ネットに破れがないか点検するなどの適切な措置を講じること。

また、周囲に穀類等のエサや生ゴミ等野鳥を誘引するものを置かず、清潔を保つこと。

3. 正しい知識の普及

消費者庁作成の「鳥インフルエンザに関する情報について」(別紙6)を参考にし、鳥インフルエンザは、感染した鶏肉や鶏卵を食べることによって人に感染することはなく、また、鳥インフルエンザは、人に感染する可能性はきわめて低いものであり、根拠のない噂などにより混乱したりせず、正確な情報に基づいて冷静に対応すること。

(本件照会先)

<学校における保健管理について>

文部科学省スポーツ・青少年局

学校健康教育課保健指導係

TEL 03-5253-4111 (内線 2918)

FAX 03-6734-3794

<学校における飼育動物について>

文部科学省初等中等教育局

教育課程課教育課程第一係

TEL 03-5253-4111 (内線 2903)

FAX 03-6734-3734

平成 23 年 1 月 22 日
農 林 水 産 省

宮崎県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認について

- ・ 宮崎県の農場で飼養されている鶏について、本日未明、家畜伝染病である高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることを確認しました。
- ・ これに先立ち、昨夜、「農林水産省 高病原性鳥インフルエンザ防疫対策本部」を開催し、今後の対応方針を決定しました。
- ・ 当該農場は、感染が疑われるとの報告があった時点から飼養家きん等の移動を自粛しています。なお、家きん卵、家きん肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的にも報告されていません。
- ・ 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれもあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。

1. 農場の概要

所在地：宮崎県 宮崎市 佐土原町

飼養状況：種鶏 約 10,200 羽

2. 経緯

- (1) 昨日、宮崎県は、死亡鶏（36 羽）の通報を受けて農場の立入検査を実施。
- (2) インフルエンザ簡易検査で 7 羽中 6 羽陽性。
- (3) 同県は当該農場に対し、家きん等の移動の自粛を要請するとともに、追加検査のため採材。
- (4) 本日未明、家畜保健衛生所の遺伝子検査の結果、H5 亜型であることを確認。死亡鶏の状況も合わせて考慮し、高病原性鳥インフルエンザ疑似患畜と確認したところ。

3. 今後の対応

疑似患畜の確認に先立ち、昨夜、鹿野大臣を本部長とする高病原性鳥インフルエンザ防疫対策本部を開催し、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜となった場合に、直ちに防疫作業に入れるよう、今後の対応方針を以下のとおり決定しました。

1. 「高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、当該農場の飼養家きんの殺処分及び焼埋却、移動制限区域の設定等の必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施。
2. 移動制限区域内の農場について、速やかに発生状況確認検査を実施。

3. 感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒を強化し、主要道に消毒ポイントを設置。
4. 感染状況、感染経路等を正確に把握し、的確な防疫方針の検討を行えるようにするため、農林水産省の専門家を現地に派遣。
5. 宮崎県の殺処分・焼埋却等の防疫措置を支援するため、動物検疫所から「緊急支援チーム」を派遣。
6. 現場状況を把握し、国と県の緊密な連携を図るため、松木政務官を宮崎県に派遣。
7. 全都道府県に対し、本病の早期発見及び早期通報の徹底を通知。
8. 関係府省と十分連携を図りつつ、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供に努める。

4. その他

- (1) 当該農場は、感染が疑われるとの報告があった時点から飼養家きん等の移動を自粛しています。なお、家きん卵、家きん肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的にも報告されていません。
- (2) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれもあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。
- (3) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いします。

宮崎県において確認された高病原性鳥インフルエンザのウイルス分析結果について（第 1 例目）

- 宮崎県で発生した高病原性鳥インフルエンザの患畜から分離されたウイルスについて、（独）農研機構動物衛生研究所におけるウイルス接種試験及び遺伝子解析の結果、H5 亜型の強毒タイプであることを確認しました。

1. 概要

宮崎県宮崎市佐土原町で発生した高病原性鳥インフルエンザ（H5 亜型）について、（独）農研機構動物衛生研究所が、分離されたウイルスの接種試験及び遺伝子解析を実施しました。

この結果、当該ウイルスが強毒タイプであることを確認しました。

また、遺伝子解析の結果から、昨年 11 月に発生が確認された島根県の家きんから分離されたウイルスや昨年 12 月に鹿児島県で野鳥から分離されたウイルス等と、極めて近縁であることが明らかになりました。

2. その他

- 高病原性鳥インフルエンザは、鶏等の鳥の病気であり、感染鶏の肉や卵が市場に出回ることはありませんが、仮に感染鶏の肉や卵を摂取しても人が感染することはなく、人体には影響ありません。
- 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれもあることから、厳に慎むよう御協力をお願いします。

お問い合わせ先

消費・安全局動物衛生課

担当者：伏見、嶋崎

代表：03-3502-8111（内線 4581）

ダイヤルイン：03-3502-5994

FAX：03-3502-3385

当資料のホームページ掲載 URL

<http://www.maff.go.jp/j/press/>

宮崎県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認（2例目）について

- ・ 昨日、宮崎県より、第 1 例目から約 8.5km 離れた採卵鶏農場において、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜を確認しました。
- ・ 家きん卵、家きん肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的にも報告されていません。
- ・ 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれもあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。

1. 概要

昨日、宮崎県より、第 1 例目から約 8.5km 離れた採卵鶏農場において、約 20 羽の死亡が確認され、簡易検査の結果、6 羽中 5 羽で A 型インフルエンザ陽性が確認された旨連絡がありました。

宮崎県において、遺伝子検査（PCR 検査）を実施したところ、昨晚、H5 亜型であることを確認しました。死亡時の状況もあわせて考慮し、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜と判定しました。

2. 農場の概要

所在地：宮崎県 児湯郡 新富町

飼養状況：採卵鶏 約 66,000 羽（養鶏団地全体としては、採卵鶏約 41 万羽）

3. 今後の対応

(1) 農林水産省では、昨日午後 3 時前に農林水産省高病原性鳥インフルエンザ防疫対策本部を持回りで開催し、以下の事項を決定していたところです。

1. 第 1 例目の現地調査を行っている家きん疾病小委員会の疫学調査チームに第 2 例目についても調査してもらい、感染状況・感染経路等を把握してもらう。その結果を踏まえて、今後の対応方針を検討する。
2. 松木政務官を再度宮崎県に派遣し、県との連携を強化する。
3. 防衛省、警察庁、国土交通省等関係府省と連携を強化する。
4. 第 2 例目の遺伝子検査結果が陽性となった場合には、殺処分、焼埋却等を迅速に行う。このため、農林水産省の緊急支援チーム等の派遣人数を増員する。

(2) 更に、再度、農林水産省高病原性鳥インフルエンザ対策本部を開催し、遺伝子検査の結果、疫学調査チームの報告（別添）、持回りで開催した家きん疾病小委員会の議論も踏まえて、

1. 第2例目については、当該農場だけでなく団地全体（計41万羽）を疑似患者とし、殺処分・焼埋却・移動制限区域の設定等の防疫措置を迅速に行うこと。
2. 周辺農場の感染状況の確認を迅速に行うこと

を決定しました。

4. その他

- (1) 2例目農場は、1例目の確認を受け設定した移動制限区域内に所在しており、昨日から飼養家きん等の移動はありません。家きん卵、家きん肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的にも報告されていません。
- (2) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれもあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。
- (3) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いします。

<添付資料>

- ・（別添）発生農場に係る疫学調査チームの調査結果概要

お問い合わせ先

消費・安全局動物衛生課

担当者：伏見、山野

代表：03-3502-8111（内線4581）

ダイヤルイン：03-3502-5994

FAX：03-3502-3385

当資料のホームページ掲載 URL

<http://www.maff.go.jp/j/press/>

発生農場に係る疫学調査チームの調査結果概要
(平成23年1月23日)

本日実施した現地調査の結果、以下のことを確認した。

第1例目について

- ① 死亡鶏は農場の入口に近い鶏舎で発見され、人及び物の出入りが多い場所であった。
- ② 従業員に最近の海外の渡航歴はなく、また、野鳥の飛来地を訪れたこともなかった。
- ③ 鶏舎ごとに踏み込み消毒槽を設置しており（消毒液は毎日交換）、鶏舎内と鶏舎外の2足の長靴を区分して使用していた。
- ④ 鶏への飲用水は、山のわき水を利用（未消毒）。
- ⑤ 防鳥ネットは比較的しっかり張られていたが、数カ所隙間・穴を確認。従業員によると、野鳥を鶏舎内で見たことはないが、ねずみは鶏舎内で確認されており、対策として鶏舎内で猫を飼養。
- ⑥ 発生農場の周辺について
農場は国道沿いの平地で、周囲は、雑木林、牧草地とらっきょう畑。従業員によると、周辺でカラス、ハト、スズメについては、良く見かけたが、カモ類は見かけなかった。

第2例目について

- ① 鶏舎への出入りは、靴の履き換え・作業着の交換はしておらず、靴底消毒のみ。
- ② 死亡鶏の収集は、1例目の発生農場の死亡鶏も扱っている業者。
- ③ 死亡鶏は、各農場が所有する車輛により団地入口の各農場共有の死亡鶏置き場まで搬出するため、搬出車両及び従業員の動線は交差。
- ④ 消毒薬等の資材置き場である倉庫は、各農場で共有。

報道各社御中 ← 環境省広報室

(速報)

福島県郡山市における高病原性鳥インフルエンザウイルス・強毒タイプの
確認に伴う環境省の対応について

今般、福島県郡山市で発見されたキンクロハジロ2羽（4日及び5日に死亡個体収容、19日に H5N1 亜型が判明）から、高病原性鳥インフルエンザウイルス・強毒タイプが確認されたとの報告が北海道大学からありました。

環境省としては、現地周辺 10km 圏内の警戒レベルを3に引き上げるとともに、関係府省や福島県等と連携・協力しつつ、周辺の野鳥について監視を強化して参ります。

鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等の特殊な場合を除いて、通常では人には感染しないと考えられています。日常生活においては、鳥の排泄物等に触れた後には手洗いとうがいをしていただければ、過度に心配する必要はありませんので、冷静な行動をお願いします。

本年度は、高病原性鳥インフルエンザウイルスが全国各地で検出されています。周辺地域のみならず国民の皆様におかれては、別添の「野鳥との接し方について」(http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/20101204.pdf) に十分留意されるようお願いいたします。

※環境省はホームページで高病原性鳥インフルエンザに関する様々な情報を提供しています。 (http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/)

1 主な経緯等

(1) キンクロハジロの回収地

福島県郡山市（豊田町浄水場）

(2) 経緯

| | |
|-------|---|
| 1月4日 | キンクロハジロ死亡個体1羽を郡山市職員が回収 簡易検査は陰性。検体を国立環境研究所へ移送 |
| 1月5日 | キンクロハジロ死亡個体2羽を郡山市職員が回収 簡易検査は陰性。検体を国立環境研究所へ移送 |
| 1月13日 | 4日の1羽及び5日の1羽について、遺伝子検査は 陽性と判明。北海道大学へ移送 |
| 1月19日 | 詳細検査により、H5N1 亜型陽性が判明、遺伝子配列 により強毒性と判断 |

注) 環境省のマニュアルでは、死亡個体については簡易検査も詳細検査も実施することとしている。



2 今後の対応

- (1) 発生地周辺10km 圏内の野鳥の警戒レベルを3に引き上げ、野鳥の監視を一層強化。
- (2) 発生地周辺における野鳥の感染状況を把握するための現地調査(糞便調査等)を実施。
- (3) 全国の環境省出先機関、都道府県、野鳥関係団体等に対して、野鳥の監視及び野鳥との接し方について、再度周知。

【取材について】

○現場での取材は、ウイルスの拡散や感染を防ぐ観点から、厳に慎むようお願いします。

平成23年1月19日(水)
自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室
直 通：03-5521-8285
代 表：03-3581-3351
室 長：宮澤 俊輔 (内線6470)
室長補佐：山本 麻衣 (内線6471)
専 門 官：福嶋 貢史 (内線6474)
担 当：千葉 康人 (内線6473)

報道各社御中 ← 環境省広報室

釧路自然環境事務所・北海道
同時発表

(速報)

北海道の国指定厚岸・別寒辺牛・霧多布鳥獣保護区における高病原性鳥インフルエンザウイルス・強毒タイプの確認に伴う環境省の対応について

今般、北海道の国指定厚岸・別寒辺牛・霧多布鳥獣保護区内で19日に回収されたオオハクチョウ1羽から、高病原性鳥インフルエンザウイルス・強毒タイプが確認されたとの報告が北海道大学からありました。

環境省としては、現地周辺10km圏内の警戒レベルを3に引き上げるとともに、関係府省や北海道等と連携・協力しつつ、周辺の野鳥について監視を強化して参ります。

鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等の特殊な場合を除いて、通常では人には感染しないと考えられています。日常生活においては、鳥の排泄物等に触れた後には手洗いとうがいをしていただければ、過度に心配する必要はありませんので、冷静な行動をお願いします。

本年度は、高病原性鳥インフルエンザウイルスが全国各地で検出されています。周辺地域のみならず国民の皆様におかれては、別添の「野鳥との接し方について」(http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/20101204.pdf)に十分留意されるようお願いします。

※環境省はホームページで高病原性鳥インフルエンザに関する様々な情報を提供しています。(http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/)

1 主な経緯等

(1) オオハクチョウの回収地

国指定厚岸・別寒辺牛・霧多布鳥獣保護区(北海道浜中町丸山散布)

(2) 経緯

- | | |
|-------|---|
| 1月19日 | オオハクチョウ1羽を浜中町役場職員が回収、環境省釧路野生生物保護センターに移送 |
| 1月19日 | 同センターにおいて簡易検査(陽性) |
| 1月20日 | 北海道大学へ移送 |
| 1月22日 | 詳細検査により、H5N1亜型陽性が判明、遺伝子配列により強毒性と判断 |

2 今後の対応

- (1) 発生地周辺10km圏内の野鳥の警戒レベルを3に引き上げ、野鳥の監視を一層強化。

- (2) 23日10時に環境省釧路自然環境事務所が「国指定厚岸・別寒辺牛・霧多布鳥獣保護区における高病原性鳥インフルエンザ対策関係機関連絡会議」を開催（於浜中町役場茶内支所2階会議室）。
- ※ 取材可能。10分前には現地に集合してください。
- (3) 発生地周辺における野鳥の感染状況を把握するための現地調査（糞便調査）を実施（24日開始予定）。
- ※ 取材については別紙。
- (4) 全国の環境省出先機関、都道府県、野鳥関係団体等に対して、野鳥の監視及び野鳥との接し方について、改めて周知。

【取材について】

○現場での取材は、ウイルスの拡散や感染を防ぐ観点から、厳に慎むようお願いいたします。

平成23年1月22日（土）
自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室
直 通：03-5521-8285
代 表：03-3581-3351
室 長：宮澤 俊輔（内線6470）
室長補佐：山本 麻衣（内線6471）
専 門 官：福嶋 貢史（内線6474）
担 当：千葉 康人（内線6473）
（釧路自然環境事務所 0154-32-7500）

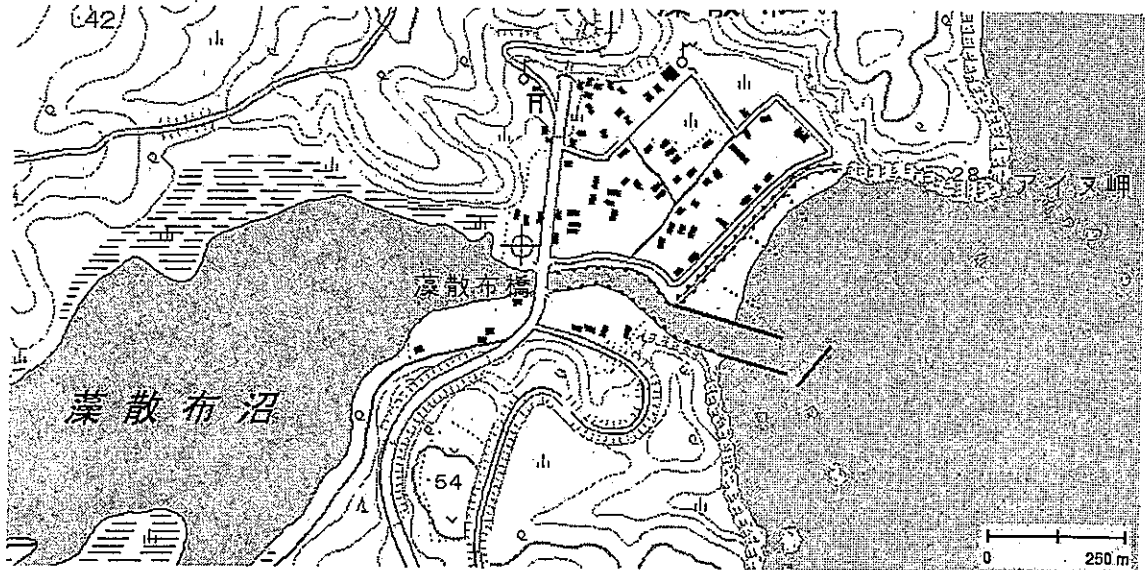
野鳥との接し方について

- 死亡した野鳥など野生動物は、素手で触らないでください。また、同じ場所でたくさんの野鳥などが死亡していたら、お近くの都道府県や市町村役場にご連絡ください。
- 日常生活において野鳥など野生動物の排泄物等に触れた後には、手洗いとうがいをしていたただければ、過度に心配する必要はありません。
- 野鳥の糞が靴の裏や車両に付くことにより、鳥インフルエンザウイルスが他の地域へ運ばれるおそれがありますので、野鳥に近づきすぎないようにしてください。特に、靴で糞を踏まないよう十分注意して、必要に応じて消毒を行ってください。
- 不必要に野鳥を追い立てたり、つかまえようとするのは避けてください。

鳥インフルエンザウイルスは、野鳥観察など通常の接し方では、ヒトに感染しないと考えられています
正しい情報に基づいた、冷静な行動をお願いいたします

糞便調査の取材について

【集合場所・時間】



調査について取材を希望される方は、24日13時に浜中町藻散布（火散布に向かって橋を越えた左手空き地）にお集まり下さい。

【報道機関へのお願い】

- 調査対象地はウイルスが存在することを前提に防疫措置を行う必要がありますので、無断で立ち入らず糞から離れた場所で行うよう、現場係員の指示に従ってください。また現場を出るときには靴底や車両の消毒をお願いします。また、家畜伝染病防疫上の観点から養鶏場への取材については、厳に慎むようお願いいたします。
- 一日の調査日程については移動する中で作業の進捗状況に合わせて刻々と変動すること、また、ウイルス拡散を防止する観点から、取材については上記場所・時間のみとさせていただきますので、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。
- 今後とも、本病に関する情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより、混乱することがないように、ご協力をお願いします。

【当日連絡先】

環境省釧路自然環境事務所 0154-32-7500 (当日携帯:090-6918-8375)

News Release

平成 23 年 1 月 22 日
消 費 者 庁

鳥インフルエンザに関する情報について

1月22日、宮崎県の農場で、高病原性鳥インフルエンザへの感染が強く疑われる鶏が確認されたとの発表が農林水産省からあり、第2回鳥インフルエンザ対策本部が開催されました。

食品安全委員会は、感染した鶏肉や鶏卵を食べることによって人に感染することはない（※1）という見解を示しています。また、鳥インフルエンザは、人に感染する可能性はきわめて低い（※2）ものです。

根拠のない噂などにより混乱したりせず、正確な情報に基づいて冷静に対応して頂きますようお願いいたします。

（※1）鳥インフルエンザウイルスは、

- ・酸に弱く、胃酸で不活化されると考えられること
- ・ヒトの細胞に入り込むための受容体は、鳥のものとは異なること
- ・通常の加熱調理で容易に死滅するので、加熱すればさらに安全

（※2）鳥インフルエンザウイルスは、死骸に接触するなどして大量のウイルスが人の体内に入ってしまった場合に、ごくまれに感染することがあることが知られていますが、通常の生活では感染する可能性はきわめて低いと考えられています。

関係機関リンク

○ 食品安全委員会

- ・鳥インフルエンザについて

<<http://www.fsc.go.jp/sonota/tori20110122.pdf>>

○ 農林水産省

- ・宮崎県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認について

<<http://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/110122.html>>

- ・鳥インフルエンザに関する情報

<<http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/index.html>>

○ 厚生労働省

- ・鳥インフルエンザに関する情報

<<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou02/index.html>>

○ 環境省

- ・高病原性鳥インフルエンザに関する情報

<http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/>

問合せ先

消費者庁 政策調整課

担当者：佐藤、小長谷

電話：03-3507-9185